

報道機関各位

発信日	令和8年1月26日	担当者名	眞子、執行
担当課	契約検査課	電話番号	85-3547

## 鳥栖市入札参加資格者の指名停止

事業内容	鳥栖市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領により、鳥栖市指名停止委員会において、令和8年1月23日付で別紙のとおり決定いたしました。
------	---

添付資料	指名停止措置の概要
------	-----------

関連サイト	
-------	--

## 指名停止措置の概要

1 業者名：株式会社トーニチコンサルタント

代表取締役社長 横井 輝明

住所：東京都渋谷区本町1丁目13番3号

登録業種：測量、建築関係・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

2 停止期間：令和8年1月26日～令和8年4月8日（2.5か月）

3 指名停止の理由

対象業者は、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。

4 発注及び指名実績

令和5年度、令和6年度 なし